

2004ジャパンパラリンピック水泳競技大会 ドーピング検査について

国際パラリンピック委員会は、2003年9月の総会において、WADA（世界アンチ・ドーピング機構）規定を採用することを決定しました。このことによりドーピング検査及び罰則が障害者スポーツにおいても健常者と同様の扱いになりました。日本パラリンピック委員会は、国際パラリンピック委員会からの指導を受け、平成16年度から当委員会が主催するジャパンパラリンピック競技大会においてドーピング検査を実施することに決定しました。

大会の検査でドーピング禁止薬が検出され、違反と判定された場合、今後2年間は、国際大会及びジャパンパラリンピック大会への出場が禁止となり、当然アテネパラリンピック大会へ参加することができなくなります。しかし、治療目的で禁止薬物を使用している場合は、事前に所定の申請を行い、承認を受けることで禁止薬物の使用が認められます。このため、参加される選手は、下記内容を理解した上で、必要書類の準備を行ってください。

1. ドーピングとは？

ドーピングとは競技能力を高めるために薬物などを使用することで、規則で禁止されています。実際には、WADAが定めたリストに表示された禁止薬物を使用することなどがドーピングに当たり、尿検査で禁止物質が検出されると処罰されます。ドーピングの意図がなく、治療の目的で禁止物質を使用している場合でも、下記のTUE申請を行い使用が承認されていないと処罰されます。また栄養補給の目的でサプリメントを使用し、たまたまその中に禁止物質が含まれていた場合も処罰されますので注意が必要です。

詳しくは日本オリンピック委員会サイトhttp://www.joc.or.jp/anti_doping/index.htmlをご覧ください。

2. 治療目的使用の適用措置（Therapeutic Use Exemption = TUE申請）

治療目的で禁止薬物を使用している場合は、事前に国際パラリンピック委員会アンチ・ドーピング委員会または国際競技別スポーツ連盟を通してWADAに申請し承認を得ることで、その禁止薬物の使用が許可されます。この使用許可を「治療目的使用の適用措置（TUE）」といいます。ドーピング検査の結果が出た後、TUE申請書を提出しても認められませんので、薬物を使用している選手は注意してください。

ジャパンパラリンピック水泳競技大会の場合、禁止薬物を使用している選手は、競技大会前に「禁止薬物使用のための申請書」（今回のみの使用で、次回の競技大会からは正式なTUE申請書を採用予定）を提出し、日本障害者スポーツ協会医学委員会アンチ・ドーピング部会に申請してください。

3. ドーピング禁止薬

禁止薬物のリストは、IOC公認ドーピング検査機関である三菱ビーシーエルのホームページ（<http://www.mbcl.co.jp/data/doping/index.html>）で確認することができます。

表示は、製品名ではなく薬物名のため判断は難しい状況です。特に、市販の風邪薬（ルル、パブロン、コルゲン等）や漢方薬（葛根湯等）といった、普通に使用している薬品にも禁止薬物が含まれています。薬物を使用する際には、内服、点眼、軟膏、湿布等、あらゆる薬物について、禁止物質を含んでいないかの確認が必要です。専門的な知識がない場合、選手本人が禁止薬物かどうかを判断することは非常に困難です。また、医師や薬剤師であっても、ドーピングの知識がないと、その薬物が禁止薬物かどうかの判断は付きにくいと言われていています。使用している薬物はすべて診断書に記載することをお勧めします。

4. サプリメントについて

サプリメントについては、どのような場合でも、禁止物質が検出された場合には救済措置はありません。

使用したサプリメントに禁止薬物が含まれていた場合には、無条件で違反とみなされます。

なお欧米系のサプリメントは、成分表示に禁止薬物の表示がない場合やドーピング違反物質を含んでいないという表示があるものでも、20%以上のものから禁止薬物が検出されているという報告もあります（世界アンチ・ドーピング機構による）。安全かどうかの判断は最終的に選手本人が行い、本人の責任として使用してください。

医師やコーチが安全だと言ったサプリメントや薬物であっても、陽性の判定が出れば言い訳にはならず、すべて選手本人の責任となりますので、理解した上で使用してください。

なお、当協会医学委員会アンチ・ドーピング部会では、日常的にドーピングに関するご質問にお答えできるように準備しております。ご不明な点がありましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

ドーピング検査の手順

ドーピング検査の対象競技者は、競技順位やくじで決定されます（従って、予告なしに通告されます）。検査内容・手順はドーピングオフィサーがひとつひとつ説明してくれますので、指示に従ってください。

ドーピングオフィサーからドーピング検査対象となったと通告があった後、検査終了まで、選手の全行動はドーピングオフィサーから監視を受けることになります。同様に、検査中は外部からの異物混入を防ぐために、容器の選択、採尿、そしてその容器を密封するまで、選手本人とドーピングオフィサー双方が確認した上で実施されます。検体は、密封された状態で検査機関に搬送され、尿の成分が分析されます。その結果は2週間程度で実施団体に報告されます。その後選手に通知され、陽性の場合、その選手は罰則を受けることになります。

1. **ドーピングオフィサーから、検査対象者になったことを通告指示されたら、検査への同意を確認するための通告書類に署名する（検査を拒否することは規則違反となります）。**



- * ドーピングオフィサーから検査の説明を聞く。後に種目の出場がある場合などは、オフィサーにその旨を伝えてください。
- * 検査には1名の同伴者（コーチなど）を連れて行くことができます。

2. **尿意をもよおすまでウエイトングルームで待機する。**



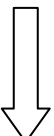
- * 検査室には尿を出やすくするために安全なスポーツドリンクや水等が用意されています。採尿が75ml以下の場合は、再度の採尿が必要です。

3. **待機中に、いくつかの採尿カップの中から、使用するカップを自ら選ぶ。**



- * 脳性麻痺の選手には、大きめのカップを用意します。

4. **採尿する。**



- * 同性のオフィサーと一緒にトイレに入り、選手が正しく採尿しているかどうかを目で見て確認します。自分で採尿することが難しい選手は、オフィサーの許可を得て同伴者が採尿することもできます。
- * カテーテルで導尿している選手は、バッグの中の尿ではなく、チューブからの新鮮尿を採取します。ドーピング検査室にあるカテーテルを使用することもできます。

5. **採取した尿を保管するためにいくつかのサンプルキットの中から使用するものを自ら選ぶ。**



- * サンプルキットには外箱に確認用のシールが貼ってあります。また中にボトル2本が入っています。あらかじめサンプルキットが密閉されているか、また容器に破損がないか確認します。

6. **2本のボトルに、指示された量の尿を分注し、しっかりふたをする。**



7. **残った尿で、pH値と比重が測定されます。**



8. **大会前3日以内に使用した薬物・サプリメントについて申告する。**



- * 大会前3日以内に使用した薬物・サプリメントがあれば、名前・服用量などを申告します。診断書に書いてある薬品と同じものでも申告してください。（大会前に薬名、サプリメント名とその成分がわかるものをメモとして所持することをおすすめします。）

9. **ドーピングコントロール用紙にすべての関係者が署名した後、控えを受け取る。**

- * 選手と同伴者は記録書の内容が間違いがないか確認し、署名をします。検査は以上です。

問い合わせ先

一般事項 日本パラリンピック委員会 担当：中森・安岡
Email : jpc99@jsad.or.jp

使用薬物について禁止薬物かどうか不明な場合は、下記あてメールでお問い合わせ下さい。

医学委員会アンチ・ドーピング部会長 草野 修輔
Email : kusano@saitama-med.ac.jp